

はじめに

◎第19期276回隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員（敬称略）：小中、葛西、安部、田中、濱田、影原

欠席委員（ ）：扇谷、仁田、池田、森

開催日時：平成20年12月17日（水） 10：20～11：30

開催場所：隠岐郡西ノ島町別府 島前集合庁舎 1階会議室

議題

1. 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（諮問）

平成20年のマアジ及びサバ類の漁獲量がTAC（漁獲可能量）割当量を超える見込みとなったため、水産庁に追加配分を要望したところ、下表のとおり提示されました。また、マアジ、マイワシ、スルメイカの平成21年のTAC割当量についても提示がありました。

このことについて、知事から諮問があり、委員会において審議を行いました。委員からは、今回の計画の変更について質問があったほか、IQ制（船毎に割当量を定める方法）やITQ制（割り当てられた配分量を他の船との間でやりとりできる方法）についても意見交換されました。

《審議の結果》この諮問について、異議なしの答申をすることになりました。

[表]

第一種特定海洋生物資源の種類	平成20年1～12月の知事管理量※1		平成21年1～12月の知事管理量※1
	当初	変更後	当初
マイワシ	若干	若干	若干
マサバ及びゴマサバ	14,000トン	17,000トン	(※2)
マアジ	26,000トン	28,000トン	34,000トン
スルメイカ	若干	若干	若干
ズワイガニ	若干	若干	(※2)

※1 ズワイガニ、マサバ及びゴマサバについては、7月から翌年8月の知事管理量。

※2 マサバ及びゴマサバ、ズワイガニの漁獲可能量は、管理対象となる期間が開始される前までに設定。

【TAC制度】

TAC（Total Allowable Catch）は「漁獲可能量（許容漁獲総量）」と訳され、魚種毎に漁獲量の上限を設定することにより、水産資源の持続的な利用を目的とした資源管理手法の一つ。

日本では漁獲可能量（1年間もしくは1漁期）を定め、漁獲量はその数量を上回らないよう

に管理している。操業時期の制限はない。

外国では、船毎に割当量を定める方法（IQ制）や割り当てられた配分量を他の船との間でやりとりできる方法（ITQ制）などが実施されているが、日本では導入されていない。

TAC対象魚種（第一種特定海洋生物資源）の選定基準は、「漁獲量が多く、国民生活上で重要な魚種」、「資源状態が悪く、緊急に管理を行うべき魚種」、「日本周辺で外国人により漁獲されている魚種」となっている。現在は、マアジ、サバ類、マイワシ、サンマ、スケトウダラ、ズワイガニ、スルメイカの7魚種が設定されている。

2. ふぐ浮延縄漁業の禁止に係る委員会指示について（協議）

平成17年12月27日付隠岐海区漁業調整委員会指示第2号（ふぐ浮延縄漁業の禁止）の有効期間満了に伴い、引き続き指示によって禁止することについて、委員会で協議しました。委員から浮延縄漁業について問題が起きているかどうかの確認があり、県からは最近には特に問題ない旨の回答がありました。その他には、承認制をとっている「ふぐの底延縄漁業」について操業状況や申請の手続きなどに関して質問がありました。

《協議の結果》委員会指示により隠岐海区海面におけるふぐ浮延縄漁業を禁止することについて、異議ない旨の回答をすることとなりました。指示については、平成20年12月26日付島根県報（第2047号）に登載されています。当該県報は、島根県ホームページにてダウンロードできます。

【参考】島根県報第2047号（島根県ホームページ）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/info/kenpou/200812.data/2047.pdf>

3. その他

【ヨコワを目的としたつけ漁業について】

隠岐島後地区ではヨコワを目的としたつけ漁業が行われていますが、漁期（6月1日～10月31日）が終わり次第つけを撤去するよう指導してほしいとの要望が委員からありました。

おわりに

◎厳冬の候、皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。この度、新年になり初めての海区便りを発行いたしました。今年もよろしくお祈りいたします。

◎1月に入り、県内各地の海岸でポリ容器の漂着が確認されております。中には強酸性を示す液体が入っているものもありました。同様のポリ容器を見つけた場合、手を触れずに最寄りの市町村若しくは県土整備事務所等へ連絡をお願いします。

【参考】ポリ容器の漂着について（島根県ホームページ）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/pori.html>